

国内商品市場取引、一般顧客向け

契約締結前交付書面

商品先物取引

スマートＣＸ（損失限定取引）

2017年2月

株式会社アステム

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、商品先物取引業者が商品取引契約を締結しようとするときに、あらかじめお客様に交付することが義務付けられているものです。

商品先物取引を行うにあたっては、本書面の内容を十分にお読みください。

また、ご不明な点はお取引を始める前に必ずご確認ください、商品先物取引についてよく理解したうえで、お客様ご自身の判断と責任において取引を行ってください。

目 次

スマートC X（損失限定取引）

重要事項	4
1. 契約の概要	5
商品先物取引 スマートC X（損失限定取引）のリスク	
商品先物取引のコスト	
取引に関する制限	
お客様の資産の保全	
2. 商品先物取引の基礎	7
商品先物取引とは	
スマートC X（損失限定取引）とは	
建玉の値洗い	
3. 取引の手続き	8
4. 証拠金について	10
委託者証拠金	
委託者証拠金の計算方法	
必要証拠金の額と預託の時期	
証拠金の預託の方法	
証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）	
5. 手数料	11
6. 商品先物取引業者の禁止行為	11
7. 債務の履行、決済の方法	13
決済の方法	
ロスカット注文の執行またはストップロス取引による取引の終了	
8. 契約の終了事由	13
9. 税金の概要	13
10. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要	13
11. 当社の概要	15
12. 商品先物取引に関する主要な用語	16
13. 反社会的勢力でないことの確約	19
14. マイナンバー提示のお願い	19
15. 居住地国確認	19

スマートC X（損失限定取引）

重 要 事 項

商品先物取引 スマートC X（損失限定取引）は商品市場における相場の変動により損失が生じることのある取引です。

注文が成立したときは売買枚数に応じて手数料を徴収します。

万が一、当社が破産する等した場合には、商品取引所によりお客様の建玉が強制的に処分されることがあります。

お客様の証拠金は(株)日本商品清算機構に預託され、一時的に当社が保管するお客様の資産についても、日本商品委託者保護基金への分離預託及び代位弁済契約による保全措置を行っておりますので、万が一、当社が破産手続開始の決定を受ける等の事由が生じた場合であっても、(株)日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について日本商品委託者保護基金に請求することができますが、その限度は法令の定めにより1千万円までとなるため、全額の返還を受けられなかった場合には損失が生じる可能性があります。

1. 契約の概要

この契約に基づく取引は「株式会社東京商品取引所」「大阪堂島商品取引所」における商品先物取引です。当社の取扱い銘柄及び各銘柄の取引単位や限月、取引時間等の取引要綱につきましては、担当者までお問い合わせください。

株式会社東京商品取引所 (<http://www.tocom.or.jp>)
東京都中央区日本橋堀留町 1-10-7
(電話) 03-3661-9191

大阪堂島商品取引所 (<http://www.ode.or.jp>)
大阪市西区阿波座 1 丁目 10 番 14 号
(電話) 06-6531-7931

商品先物取引 スマートCX（損失限定取引）のリスク

損失限定取引は、損失の額が証拠金の額を上回ることをしないようロスカット注文を発注する取引およびストップロス取引を組み合わせた商品先物取引です。

商品市場の相場が予測に反して変動したときには損失が発生する場合があります。

また、損失限定取引は証拠金取引であり、総取引金額は取引に際して預託する証拠金のおおむね3～8倍程度の額となります。

そのため、商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益または損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターンの取引です。

相場の変動による損失が一定の額を超えた場合には、お客様の決済注文を待たずに取引の決済を行いますので、損失の額が証拠金の額を上回ることはありません。(手数料等は含まれておりません)

商品先物取引のコスト

売買枚数に応じて手数料が掛かります。手数料の額および徴収の時期などの詳細については別紙をご覧ください。

同一商品の売りと買いの双方の建玉を行った場合（いわゆる両建）、価格変動リスクは固定または限定されることとなりますが、それぞれの建玉について手数料が掛かりますので、ご注意ください。

取引に関する制限

注文の成立後には、その注文の契約を解約すること（いわゆるクーリング・オフ）はできません。

ご注文をいただいても商品市場の状況によっては取引が成立しない場合があります。お客様の商品先物取引に関する知識や経験の程度、資産の状況に照らして過大な取引とならないよう、当社の判断により取引量を制限させていただく場合があります。

商品先物取引には原則として限月（げんげつ）があります。

なお、スマートC X（損失限定取引）には、当社が規定する取引の期限がありますので、スマートC X（損失限定取引）約款をご確認ください。

当社では値洗益の入金および値洗益の証拠金への振替えは行っておりません。

商品取引所の定める建玉の限度を超えたり、買占め・売崩し等の不公正な取引と認められた場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

お客様の資産の保全

お客様から差入れを受けた証拠金は、当社の取次先会社を介して株式会社日本商品清算機構に預託され、当社の資産とは区別して管理されます。

また、一時的に当社が保管するお客様の資産につきましては、日本商品委託者保護基金への分離預託及び代位弁済契約により、保全措置を行っています。

したがって、万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは㈱日本商品清算機構において支払不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合であっても、お客様は㈱日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について1千万円を限度として日本商品委託者保護基金に請求することができます。

詳細につきましては、当社または㈱日本商品清算機構もしくは日本商品委託者保護基金までお問い合わせください。

株式会社日本商品清算機構 （ <http://www.jcch.co.jp/> ）
東京都中央区日本橋堀留町1-10-7
東京商品取引所ビル5階
（電話）03-5847-7521

日本商品委託者保護基金 （ <http://www.hogokikin.or.jp/> ）
東京都中央区日本橋人形町3丁目8番1号（TT-2ビル 5階）
（電話）03-3668-3451

2. 商品先物取引の基礎

商品先物取引とは

商品先物取引とは、工業原材料や農産物等の商品を、現時点で定めた価格で、将来のあらかじめ決められた期日に売買することを約束する取引であり、商品取引所において決められた期日までに反対売買により差金決済をすることができる取引です。

商品先物取引には次のような特徴があります。

- ① 商品の受取りや代金の支払いは取引時には行わずに、一定期間を経過した日に行う。
- ② 商品の品質や代金は取引時に決める。
- ③ 商品先物市場（商品取引所）を通じて取引を行う。
- ④ 商品が標準化され、その値段は市場参加者の意思を公正に反映させて決められており、取引の履行を組織的に管理しているため、求める品質の商品がなかったり、当初契約をした値段で買えなかったりすることはない。
- ⑤ 商品と代金の受払い日が到来する前に、市場を通じて反対の取引をすることによって当初の取引と相殺し、差額を損益として清算することにより、商品と代金の受払いをせずに取引を終了することができる。（差金決済）

このような特徴から、商品先物取引は、商品の価格差を見込んでの資産運用に応用することができる取引となっています。

また、別の特徴として、商品先物取引では商品の代金をすぐに用意する必要はなく、その代わりに取引の担保金として、実際の取引金額のおおむね1割程度の額で設定された「証拠金」と言われるお金を預託するという点があります。（証拠金取引）

このように、商品先物取引は資金を効率的に運用できる優れた取引ですが、反面、相場の変動次第では、お客様が預けた証拠金を上回る損失になる可能性もある、ハイリスク・ハイリターンな取引です。『スマートC X（損失限定取引）では、損失の額が証拠金の額を上回ることはありません。』（手数料は含まれておりません）

したがって、商品先物取引を行う場合には、本書面の内容を十分にお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に理解するとともに、お客様自身の判断と責任において、お客様の資産状況に見合った取引を行うことが重要です。

スマートC X（損失限定取引）とは

スマートC X（損失限定取引）とは、預託した証拠金を上回る損失が発生することのないように、ロスカット注文を発生する取引およびストップロス取引を組み合わせた商品先物取引であり、商品取引所の定める受託契約準則などの規定に基づく取引方法です。

スマートC X（損失限定取引）では、値洗損があらかじめ定められた「ロスカット

水準」に達した場合に、お客様の決済の指示を待たずに、商品市場においてお客様の建玉を処分します。（ロスカット注文の執行）

ロスカット水準は、過去の価格変動をもとに、ロスカット注文を執行した場合に発生する損失が委託者証拠金額を超えない範囲で定めています。したがって、スマートC X（損失限定取引）においては、通常、委託者証拠金額を超える損失が発生することはありません。

また、市場の状況等によりロスカット注文が執行できなかった場合には、市場外において、当社が相手方となってお客様の建玉を処分いたします。（ストップロス取引）

これらの仕組みにより、スマートC X（損失限定取引）は通常の商品先物取引と比べてリスクの限定された取引となっております。

なお、スマートC X（損失限定取引）においては、追加の証拠金を預託することによってロスカット注文の執行およびストップロス取引を回避することはできませんので、ご注意ください。

ロスカット水準などの詳細については「スマートC X（損失限定取引）約款」をご覧ください。

建玉の値洗い

お客様が保有する建玉については、日々、約定値段とその日の帳入値段（商品取引所の定める清算値段が帳入値段となります。）との価格差が計算されます。これを「値洗い」と言います。また、「値洗い」が利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損と言い、お客様の保有するすべての建玉の値洗いを合算した建玉全体の値洗いを「値洗損益金通算額」と言います。

値洗損の額がロスカット状態となった場合は、ロスカット注文が執行されますので、日々、当社や商品取引所のホームページ、新聞の相場欄等を確認し、ご自身の建玉の値洗状況を常に把握しておくようにしてください。

3. 取引の手続き

ここでは、商品取引契約の締結から取引の終了までの基本的な手続きを説明します。

- ① 当社の外務員より「契約締結前交付書面 スマートC X（損失限定取引）」（本書面）および「受託契約準則」を交付いたします。本書面の内容を十分にお読みになり、ご不明の点があればご確認ください。
- ② 商品取引契約の説明をいたします。ご不明な点がある場合には外務員にご質問いただき、契約の前に必ずご確認ください。説明の後に、お客様の理解度の確認のため

「商品先物取引理解度アンケート」にご記入していただきます。口座開設のために必要な手続きとなっておりますのでご協力ください。

- ③ 「商品先物取引口座開設申込書」にご記入ください。特に、年齢、職業、年収、資産状況、投資可能資金額、投資経験、本契約を締結する目的などは審査のための重要な項目ですので、正確にご記入ください。
- ④ 「犯罪収益移転防止法」に基づく本人確認を行います。当社の外務員に運転免許証等の本人確認書類をご提示ください。
- ⑤ ご記入いただいた書類をもとに、口座開設の可否について審査を行います。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ 審査の終了後、当社の外務員が再度お伺いいたしますので、「商品先物取引の危険性を承知した上で、受託契約準則にしたがって、自らの判断と責任において取引を行う」旨をご了承の上で、「約諾書」に署名・捺印してください。また、あわせて「通知書」、「証拠金預り証発行省略の同意書」に必要事項を記入してください。
- ⑦ 注文は当社の注文受付時間内に電話により行ってください。注文の際には、商品取引所名・商品名、限月、売付け／買付けの別、新規／仕切りの別、枚数、注文の種類、約定条件を担当者にお伝えください。（当社で対応している注文の種類等については担当者までお問い合わせください。）

注文受付電話 06-4790-3407

(受付時間 平日：8時～19時)

- ⑧ いただいた注文が商品市場において成立しなかった場合には、その旨とその理由をご連絡します。
- ⑨ 注文が成立した場合には電話により約定報告をいたします。また、「売買報告書及び売買計算書」を送付しますので、内容をご確認いただき、記載内容に相違があった場合にはただちに当社までご連絡ください。
- ⑩ お客様の保有する建玉については、日々、約定値段と帳入値段の価格差から値洗損益が計算されます。
- ⑪ 商品市場では、急激な価格変動を防止するためにサーキットブレーカー（CB）制度が設けられています。商品取引所があらかじめ定めた一定の幅（DCB）を超える価格で売買注文が対当する場合は、一時的に取引が中断されます。サーキットブレーカー制度により取引が中断されている間は注文が成立することはありません。サーキットブレーカーの設定幅等については商品取引所のホームページをご参照ください。

- ⑫ 毎月末に「残高照合通知書」を送付いたします。記載内容を確認し、相違の有無について同封のはがき（回答書）により必ずご回答ください。回答書の返送がない場合には、相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。
- ⑬ 限月の納会日までに仕切注文により差金決済を行ってください。取引結果の損益が計算され、売買差損益金に税込手数料を含めた差引損益金の額を預り証拠金に加減します。また、「売買報告書及び売買計算書」を送付いたしますので、内容をご確認ください。なお、スマートC X（損失限定取引）については当該約款に定められた期限までに仕切注文により差金決済を行ってください。
- ⑭ 建玉の維持に使用していない預り証拠金は商品先物取引口座より出金することができます。出金を希望される場合には当社の外務員にご請求ください。お客様から請求のあった日から4営業日以内にお客様の口座に振り込みます。

4. 証拠金について

委託者証拠金

スマートC X（損失限定取引）における委託者証拠金は、個別の取引1枚あたりの当社が定める証拠金と、取引所が定める証拠金（最低証拠金）の合計額になります。

なお、スマートC X（損失限定取引）の注文の種類、取引の期限および当社が定めた事項については、「スマートC X（損失限定取引）約款」をご確認ください。

委託者証拠金の計算方法

1. 買の場合

$((\text{約定値段} - \text{ロスカット水準}) \times \text{倍率}) + (\text{ロスカット水準} \times \text{価格変動率} \times \text{倍率})$

2. 売の場合

$((\text{ロスカット水準} - \text{約定値段}) \times \text{倍率}) + (\text{ロスカット水準} \times \text{価格変動率} \times \text{倍率})$

※ 新規注文が買の場合と売の場合とでは委託者証拠金額が若干異なります。

必要証拠金の額と預託の時期

スマートC X（損失限定取引）の開始に当たっては、委託者証拠金の計算をもとに当社が設定した必要証拠金を事前に預託する必要があります。必要証拠金の額は、別紙『証拠金一覧』をご覧ください。

証拠金の預託の方法

当社指定の下記の口座にお振込みください。

三井住友銀行 天満橋支店（普） 1 5 4 2 3 0 4

口座名： 株式会社 アステム

証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）

建玉を維持するために使用していない証拠金（「預り証拠金余剰額」）は商品先物取引口座から出金することができます。

「預り証拠金余剰額」の出金を希望される場合には、当社の外務員に出金の指示を行ってください。お客様から請求のあった日から4営業日以内に、ご指定いただいたお客様の口座に振り込みます。

5. 手数料

売買枚数に応じた往復手数料を、建玉の決済時に徴収しております。詳細については別紙をご覧ください。

6. 商品先物取引業者の禁止行為

取引は委託者であるお客様の意思や判断に基づいて行われるものであり、その取引の結果については自己責任が求められることから、お客様の意思決定や判断を歪めるような行為として、以下に掲げる行為は、商品先物取引法で禁止されていますので、お客様もそれを十分に認識した上で取引を行うようにしてください。

商品先物取引法（第214条）による禁止行為

- ① 顧客に対して、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実にであると誤認させるおそれのあることを告げて勧誘すること。
- ② 商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げること。
- ③ 取引の注文を行う際に顧客が指示しなければならない事項（3. 取引の手続き⑦参照）について顧客の指示を受けないでその委託を受けること。
- ④ 顧客から商品市場における取引を執行する前に、その取引と同じ内容の自己取引をより有利な価格で行うこと。

- ⑤ 取引の委託をしない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した者に対して勧誘すること。
- ⑥ 顧客に対して、迷惑を覚えさせるような夜間・早朝、勤務時間中等の迷惑な時間帯や顧客の意思に反して長時間に亘る方法及び大声を上げる等威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような行動及び顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法で勧誘すること。
- ⑦ 商品取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号又は名称及び商品取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認しないで勧誘すること。
- ⑧ 商品市場における取引等につき、顧客に対し、同一の商品取引所の同一の商品について同一の限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有することを顧客に対して勧めること。
- ⑨ 商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること。

商品先物取引法（第214条の3）

商品先物取引業者の損失補てん等に関する禁止行為

- ① 商品先物取引業者が顧客に対し、あらかじめ損失補てん等の申し込みや約束をすること等
- ② 商品先物取引業者が顧客に対し、発生した損失の補てん等の申し込みや約束をすること等
- ③ 商品先物取引業者が顧客に対し、損失補てん等のために財産上の利益を提供すること等

7. 債務の履行、決済の方法

決済の方法

建玉を決済する（仕切る、手仕舞う）場合には、当社の外務員に仕切注文の指示をしてください。

仕切注文が成立した場合には、損益（売買差損益金）が計算され、取引結果が利益の場合には売買差益金から手数料を差し引いた金額を預託している預り証拠金に加算いたします。取引結果が損失の場合には売買差損金に手数料を加えた金額を預託している預り証拠金から差し引きます。

ロスカット注文の執行またはストップロス取引による取引の終了

損失限定取引では、相場の変動により値洗損が一定の額（ロスカット水準）を超えた場合には、お客様の決済注文を待たずに建玉の決済を行います。ご不明な点がございましたら担当者までお問い合わせください。

なお、損失限定約款に定める期限までに決済の指示がなかった場合には、当社において建玉を処分します。なお、その場合であっても損益はお客様に帰属します。

8. 契約の終了事由

下記の事由が発生した場合には、お客様の意思にかかわらず、商品取引契約を終了させていただきます場合があります。

当社は、不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明した時は、当該委託者に対して速やかに決済するよう要請するものとし、その後の受託は受けません。

9. 税金の概要

国内の商品取引所で行われている商品先物取引で発生した益金に対しては、個人の場合、申告分離課税により課税されます。

また、手数料に対しては消費税等が課税されます。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

10. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要

当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第2条22項にあたります。また、当社は同法上の認可法人である日本商品先物取引協会の会員です。

この契約に基づく取引は「商品市場における取引」（同条項1号）の受委託にあたり、お客様の注文を当社の外務員が受注する対面取引の方法により行います。当社は岡安商事株式会社を取次先としている取次業者であり、お客様から取次ぎの委託を受けて受注した注文を各取引所へ取次先(岡安商事株式会社)をとおして執行しますが、その取引はお客様の計算においてなされます。

11. 当社の概要

商号 株式会社 アステム
所在地 大阪府大阪市中央区大手前1丁目7番31号 OMMビル8F
連絡先 電話番号(代表) 06-4790-3401
ご注文、出金依頼 06-4790-3407
お客様相談窓口 0120-977-925
設立 1962年1月
代表者 代表取締役社長 北川 具宏
資本金 1億円
主な業務 商品先物取引業
加入協会 日本商品先物取引協会

(取次先)

商号 岡安商事株式会社
代表者 代表取締役会長 岡本 安明
所在地 大阪府大阪市中央区北浜2丁目3番8号
連絡先 電話番号(代表) 06-6222-0001

お問い合わせについて

取引に関してご不明な点があった場合には、担当の外務員にご確認ください。

また、取引の内容に異議がある場合や、担当外務員によるご説明が不十分な場合には、下記の「お客様相談窓口」までご連絡ください。当社の「お客様相談窓口」では、営業部門から独立した管理部門の担当者がお客様からの苦情や相談を受け付け、その相談に応じており、問題の解決とサービスの向上に努めています。

なお、日本商品先物取引協会（日商協）では「相談センター」を設置し、その会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。

当社 「お客様相談窓口」

電話 0120-977-925

受付時間 平日：9時～17時

日本商品先物取引協会 「相談センター」

<http://www.nisshokyo.or.jp/>

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番7号

東京商品取引所ビル6階

電話 03-3664-6243

電話受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9:00～17:00

12. 商品先物取引に関する主要な用語

ここでは、これまでに本書面で触れられなかった商品先物取引に関する主要な用語等について説明します。

投資可能資金額	<p>投資可能資金額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、<u>言わば、お客様が商品先物取引において損失として許容できる金額</u>です。</p> <p>したがって、投資可能資金額の記入にあたっては、本書面の内容を十分にお読みいただき、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されるようなことのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご記入ください。</p> <p>なお、ご記入いただいた投資可能資金額を超える過大な損失が生じることはないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。</p>
約諾書	<p>商品取引契約を締結する際に、顧客が商品先物取引業者に差し入れる「商品先物取引の危険性を了知したうえで受託契約準則にしたがって取引を行うこと」を承諾する旨の書面です。</p>
受託契約準則	<p>受託契約準則（準則）は、商品市場取引における商品取引契約の普通契約約款であり、商品取引所が定めています。お客様の取引も準則にしたがって行われます。</p>
証拠金預り証	<p>法律および受託契約準則に基づき、証拠金として金銭をお預かりしたときには「証拠金預り証」を発行します。ただし、金融機関を介してお預かりした場合で、お客様から書面による同意があった場合には、発行を省略します。</p>
売買報告書及び売買計算書	<p>受託契約準則に基づき、注文が成立したときに送付する書類です。成立した注文の受注日時、商品、限月、新規・仕切りの別、売付け・買付けの別、注文の成立した日時、売買枚数、約定値段などが記載されています。</p>

残高照合通知書	<p>受託契約準則に基づき、毎月送付する書類で、作成日現在の委託者証拠金の額、建玉の状況、受入証拠金の総額、預り証拠金余剰額などが記載されています。記載内容を確認し、異議の有無について同封のはがきにより必ずご回答ください。回答書の返送がない場合には、内容について相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。なお、残高照合通知書は、お客様から請求があった場合には、いつでも、すみやかに作成・送付いたします。</p>
直接預託 差換預託	<p>商品先物取引業者がお客様からお預かりした証拠金は(株)日本商品清算機構に預託されます。その際に、商品先物取引業者が代理人として、お預かりした証拠金をそのまま(株)日本商品清算機構に預託する場合を「直接預託」と言い、お預かりした証拠金に相当する以上の金銭等で(株)日本商品清算機構に預託する場合を「差換預託」と言います。お客様からお預かりした証拠金の名称として、直接預託の場合には「取引証拠金」、差換預託の場合には「委託証拠金」と言うことがあります。なお、商品先物取引業者が差換預託を行うためには、差換預託を行うことについてお客様の同意が必要となります。</p>
限 月	<p>契約履行の最終期限に当たる月を限月（げんげつ）と言います。商品先物取引では、各商品の限月の最終立会日（納会日）までに、取引を終了（決済）する必要があります。</p>
差金決済	<p>商品先物取引の決済方法の一つであり、建玉時と決済時の買値と売値の差額を損益として清算して決済を行います。差金決済により建玉を決済することを「（建玉を）仕切る」あるいは「手仕舞う」と言います。また、買建玉を決済する場合を「転売」、売建玉を決済する場合を「買戻し」と言います。</p>
日本商品先物取引協会	<p>日本商品先物取引協会（日商協）は、商品先物取引法に基づいて経済産業大臣並びに農林水産大臣の認可を受けた法人であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等（お客様）の保護を図ることを目的としています。この目的のために、日商協では、会員たる業者が遵守すべき自主規制ルールを定め、法令や自主規制ルールに違反した会員に対しては制裁を行っています。また、商品先物取引業者の営業マンである外務員の資格試験の実施や登録業務等も行っています。</p> <p>日本商品先物取引協会は、商品先物取引業務に関するお客様からの相談、苦情の受付窓口として、また、紛争を解決するための仲介手続きの窓口として設置・運営されている機関です。</p>

	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>日本商品先物取引協会 相談センター</p> <p>http://www.nisshokyo.or.jp/</p> <p>〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番7号</p> <p>東京商品取引所ビル6階</p> <p>電 話 03-3664-6243</p> <p>電話受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）</p> <p>9:00～17:00</p> </div>
<p>(株)日本商品清算機構 (JCCH)</p>	<p>株式会社日本商品清算機構 (JCCH) は「アウトハウス型クリアリングハウス」であり、商品先物取引法に基づいて商品取引債務引受業の許可を受け、商品取引所において行われた取引を対象として、清算業務を行っています。</p>
<p>日本商品委託者保護基金</p>	<p>日本商品委託者保護基金（保護基金）は、国内の商品市場取引において商品先物取引業を行う業者が加入を義務付けられた、委託者保護業務を行う会員組織の法人です。お客様が商品先物取引業者に預けた証拠金は、毎日、(株)日本商品清算機構に預託されますが、一時的に業者の手許に保管されている資産については、保全措置を取ることとされています。保護基金は、この保全対象財産についての業者の保全措置状況を監視する役割を担っています。また、業者が不測の事態（弁済事故）に陥り、万が一、保全されていた資産ではお客様の資産を全て弁済できない事態が生じた場合には、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うというペイオフ制度を適用し、対処することとしています。</p>

13. 反社会的勢力でないことの確約

弊社では、お客様が初めて商品先物取引に係る口座を開設される前に、お客様が暴力団や総会屋等の反社会的勢力ではないことの確約をお受けすることとしております。

1. 現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。
2. 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わない。

なお、上記1. のいずれかに該当し、もしくは2. のいずれかに該当する行為をし、又は1. に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引の停止及び通知によりお客様の口座が解約されても異議申し立てを一切行わないことについても確約していただく必要があります。

また、これにより損失が生じた場合でも、その損失はすべてお客様に帰属します。

14. マイナンバー提示のお願い

平成28年1月より、商品先物取引を行おうとする個人のお客様は、マイナンバー（個人番号）を提示していただく必要があります。また、提示いただく際には、本人確認書類の提示などの手続きが必要になります。

お客様のマイナンバーは、お客様が行った商品デリバティブ取引に関して、所得税法に基づき商品先物取引業者が税務署に提出する支払調書に記載することに限って使用いたします。また、商品先物取引業者は、お客様から提示を受けたマイナンバーについて厳格な管理体制を整備することが義務付けられております。

15. 居住地国確認

弊社は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第10条の5第7項第1号に規定する報告金融機関等に当たります。弊社と商品先物取引を行うお客様は、所定の様式「特定取引を行う者の居住地国の届出書」を御記入いただく必要があります。また、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」の導入にともない、共通報告基準（CRS）に従って、口座残高等の情報を所轄税務署長に報告することが義務付けられておりますので予めご了承ください。

株式会社アステム

大阪市中央区大手前1丁目7番31号
電話 06-4790-3401 (代表)

20170222